

令和2年第5回

美幌町農業委員会総会議事録

令和2年8月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和2年8月25日(火) 午後1時30分から午後2時00分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(19人)

1番	日 並 一 三 君		2番	齋 藤 一 男 君
3番	梅 津 幸 一 君	農地部会長	4番	寺 本 恵 二 君
5番	安 藤 良 司 君		6番	高 崎 利 彦 君
7番	山 岸 洋 文 君		8番	武 田 透 君
9番	中 川 誓 子 君	農地副部会長	10番	小 林 寿 美 君
11番	重 清 幸 良 君	振興部会長	12番	小 泉 豊 和 君
13番	石 田 力 司 君	職務代理者	14番	日 並 洋 君
振興副部会長	15番 中 村 寿恵子 君		17番	田 村 秀 司 君
会 長	18番 木 村 勝 彦 君		19番	鎌 仲 照 幸 君
	20番 千 葉 正 美 君			

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(3人)

事務局長	佐々木 鑑 仁 君	総務担当主査	矢 野 豊 君
臨時筆生	寺 田 裕 子 君		

## 議事日程

令和2年第5回 美幌町農業委員会総会  
令和2年8月25日 午後1時30分開会

- |       |        |                                       |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第1  |        | 議事録署名委員及び総会書記の指名について                  |
| 日程第2  |        | 諸般の報告について                             |
| 日程第3  |        | 会期の決定について                             |
| 日程第4  |        | 会務報告について                              |
| 日程第5  | 報告第8号  | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について |
| 日程第6  | 議案第16号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について    |
| 日程第7  | 議案第17号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                  |
| 日程第8  | 議案第18号 | 農地法第4条の規定による許可申請について                  |
| 日程第9  | 議案第19号 | 現況証明願について                             |
| 日程第10 | 議案第20号 | 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協要請について |
| 日程第11 | 協議第3号  | 美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について              |

(ブザー)

議 長	ご苦労様です。
事務局長	本日の出席委員は19名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和2年第5回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号9番中川委員、同じく議席番号10番小林委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野総務担当主査を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告1件、議案5件、協議1件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号16番 佃委員、本日欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。 この中から紋別市で開催のオホーツク農業委員会連合会臨時総会の内容について報告致します。オホーツク管内の農業委員会では今年全ての農業委員会で改選が行われました。その結果、19委員会のうち7委員会で会長が交代となりました。今回の臨時総会では今後3年間のオホーツク農業委員会連合会の役員を決める議案が提出され、会長には紋別市の千葉会長が、副会長には北見市第二農業委員会の樫尾会長と斜里町の島田会長がそれぞれ選出されました。また、事務局については引き続き北見市が行うこととされました。 この会議の資料につきましては事務局に保管してありますので、必要があればご覧いただきたいと存じます。以上で会務報告を終わります。
議 長	何かご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第8号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確

認結果の報告について」を議題と致します。

総務担当主査

今月の農地法第6条第1項に基づく定期報告につきましては議案3ページの1法人で  
ございます。

内容番号24号 ○○番地、○○さんにつきましては形態要件、事業要件、構成員要  
件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。以上  
よろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、報告第8号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人  
の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。

議 長

日程第6、議案第16号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状  
況の確認について」を議題と致します。

内容番号5号。

総務担当主査

内容番号5号についてご説明致します。本件は農地法第3条で賃貸借していた農地を  
賃貸人が賃借人に売買するために合意解約したものでございます。

賃貸人は○○の○○さん、賃借人は○○の○○さんでございます。土地の所在地は○  
○番○○他計○○筆、面積は合計○○㎡で、土地明細につきましては議案6ページをご  
覧願います。賃貸期間は平成27年12月25日から令和7年12月24日までの10  
年間でございます。合意解約年月日は令和2年7月14日、土地引渡日は令和2年7月  
14日でございます。

以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基  
づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご  
審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号5号は適当と認めます。

内容番号6号から7号は関連がございますので一括上程致します。

総務担当主査

内容番号6号から7号について一括ご説明致します。賃借人は○○の○○さん、賃貸  
期間は平成29年5月26日から令和9年5月25日までの10年間でございます。合  
意解約年月日は令和2年8月3日、土地引渡日は令和2年8月3日でございます。

内容番号6号についてご説明致します。本件は農地法第3条で使用賃貸借していた農地  
を賃貸人が他者に売買するために合意解約したものでございます。賃貸人は○○の○○  
さん。土地の所在地は○○番○○他計○○筆、面積は合計○○㎡で、土地明細につきま  
しては議案6ページをご覧願います。

内容番号7号についてご説明致します。本件は農地法第3条で賃貸借していた農地を  
賃借人が離農するために合意解約したものでございます。賃貸人は○○の○○さん。土  
地の所在地は○○番○○他計○○筆、面積は合計○○㎡でございます

以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基  
づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご  
審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

	（「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号6号から7号は適当と認めます。 内容番号8号。
総務担当主査	内容番号8号についてご説明致します。本件は農地法第3条で賃貸借していた農地を賃貸人が他者に賃貸するために合意解約したものでございます。 賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸期間は令和元年8月25日から令和11年8月24日までの10年間でございます。合意解約年月日は令和2年7月21日、土地引渡日は令和2年7月21日でございます。 以上本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号8号は適当と認めます。 議案第16号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。
議 長	日程第7、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号8号。
総務担当主査	はじめに概要のご説明を致します。今月の案件は4件で全て売買案件でございます。内容番号8号についてご説明致します。参考資料は2ページをご覧願います。本件は先の議案第16号 内容番号5号で合意解約した案件でございます。なお、合意解約した筆数より2筆多いのはこれまで賃貸借していなかった分も合わせて売買するためです。 譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案9ページをご覧願います。申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで権利の種別は所有権でございます。 以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料3ページの調査票にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。
12 番	内容番号8号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この案件は現在賃貸している農地を売買することになったものです。〇〇さんは法人化し畑作三品を作付けされ、意欲的に営農されていますのでよろしくお願い致します。 なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを7月22日に重清委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号8号は適当と認めます。 内容番号9号から10号は関連がございますので一括上程致します。

総務担当主査

内容番号9号から10号について一括ご説明致します。譲受人は〇〇の〇〇さん、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで権利の種別は所有権でございます。

内容番号9号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧願います。本件は先の議案第16号 内容番号6号で合意解約した案件の一部でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案9ページをご覧願います。

内容番号10号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧願います。本件は離農に伴う売買案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料5ページ及び7ページの調査票にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

15 番

内容番号9号と10号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが〇〇に貸していた畑を法人が廃業したため、〇〇さんに売買するものです。

〇〇さんは家族4人で畑作三品のほか、野菜を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく願います。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを8月14日に高崎委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号9号から10号は適当と認めます。  
内容番号11号。

総務担当主査

内容番号11号についてご説明致します。参考資料は8ページをご覧願います。本件も先の議案第16号 内容番号6号で合意解約した案件の一部でございます。

譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで権利の種別は所有権でございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料9ページの調査票にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

6 番

内容番号11号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが〇〇に貸していた畑を法人が廃業したため、〇〇さんに売買するものです。

〇〇さんは法人化し、畑作三品のほか、野菜を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしく願います。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを8月14日に中村委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号11号は適当と認めます。  
議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認

	めることに決定を致します。
議 長	<p>日程第8、議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>内容番号3号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号3号についてご説明致します。参考資料は11ページをご覧ください。</p> <p>申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、農地区分は農業振興地域 農用地区域外 第2種農地でございます。転用目的はカラマツ植林で計画の概要は5,313㎡の土地に1,060本のカラマツの苗木を植えるもので工事期間は許可日から令和3年6月末日までを予定しております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
12 番	<p>内容番号3号につきましては只今事務局説明のとおりです。</p> <p>この申請地は町の中心部から約20kmほど離れた場所にあり、山林に囲まれた不整形な地形で日当たりが悪く、生産性の低い土地のため、現地の状況からみて、やむを得ないものであると8月11日、重清委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号3号は適当と認めます。</p> <p>内容番号4号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号4号についてご説明致します。参考資料は12ページ及び13ページをご覧ください。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、農地区分は農業振興地域 農用地区域外 第1種農地でございます。転用目的は農家住宅建設で計画の概要は住宅面積170.5㎡、通路等1,596.5㎡で合計1,767㎡、工事期間は許可日から令和3年10月末までを予定しております。なお、参考資料12ページの図面上で〇〇番〇〇の内、一部は令和元年度に農舎建設による4条転用許可済であるため、その分を除いたものが今回の転用許可申請となっております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
6 番	<p>内容番号4号につきましては只今事務局説明のとおりです。</p> <p>この案件は現在の住宅が古く、手狭になっているため、〇〇さんの住宅を新築するものです。申請地は既存住宅の隣接地で、かつ、ほかの農地への影響が少ない場所を選定しており、現地の状況からみて、やむを得ないものであると8月14日、中村委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号4号は適当と認めます。</p> <p>議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第9、議案第19号「現況証明願について」を議題と致します。</p> <p>内容番号8号。</p>



総務担当主査	<p>内容番号 8 号についてご説明致します。参考資料は 15 ページをご覧願います。願出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
6 番	<p>内容番号 8 号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この土地は古い住宅や農舎があるなど、長年、畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを 8 月 14 日、中村委員、梅津委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号 8 号は適当と認めます。 議案第 19 号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第 10、議案第 20 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地の買入協議要請について」を議題と致します。 内容番号 3 号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号 3 号についてご説明致します。参考資料は 17 ページをご覧願います。 申出者は〇〇の〇〇さん。申請地は〇〇番で面積は〇〇㎡でございます。利用調整の経過につきましては申出日が令和 2 年 8 月 7 日、利用調整を行った時期が令和 2 年 8 月 7 日から令和 2 年 8 月 17 日、利用調整に当たった者は美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号 3 号は適当と認めます。 内容番号 4 号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号 4 号についてご説明致します。参考資料は同じく 17 ページをご覧願います。 申出者は〇〇の〇〇さん。申請地は〇〇番〇〇他計〇〇筆で面積は合計〇〇㎡でございます。利用調整の経過につきましては申出日が令和 2 年 8 月 7 日、利用調整を行った時期が令和 2 年 8 月 7 日から令和 2 年 8 月 17 日、利用調整に当たった者は美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号 4 号は適当と認めます。 議案第 20 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地の買入協議要請について」は適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第 11、協議第 3 号「美幌町農用振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。</p>

総務担当主査

協議第3号についてご説明致します。本件は7月20日付け及び8月11日付けで美幌町長から町が定める美幌町農業振興地域整備計画において、同計画の変更を行うため意見を求められたもので農用地区域への編入が6件、除外が3件でございます。なお、編入の案件については全てあつせん農地であり、今後、売買の手続きの際に農用地区域内の農地でなければ、農業公社事業の活用ができないため、今回、編入の手続きをとるものでございます。

それでは編入の内容番号1号についてご説明致します。参考資料は20ページをご覧願います。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡で申請理由は土地売買のためでございます。

編入の内容番号2号についてご説明致します。参考資料はこちらも20ページをご覧願います。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡で申請理由は土地売買のためでございます。

編入の内容番号3号についてご説明致します。参考資料は21ページをご覧願います。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で申請理由は土地売買のためでございます。

編入の内容番号4号についてご説明致します。参考資料は22ページ及び23ページをご覧願います。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で申請理由は土地売買のためでございます。

編入の内容番号5号についてご説明致します。参考資料は24ページをご覧願います。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡で申請理由は土地売買のためでございます。

編入の内容番号6号についてご説明致します。参考資料は25ページをご覧願います。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡で申請理由は土地売買のためでございます。

続いて除外の内容番号7号についてご説明致します。議案は14ページ、参考資料は26ページをご覧願います。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡で、申請理由は植林のためでございます。

除外の内容番号8号についてご説明致します。参考資料は11ページをご覧願います。本件は先の議案第18号農地法第4条許可申請の内容番号3号でご審議いただいた案件でございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、申請理由は植林のためでございます。

除外の内容番号9号についてご説明致します。参考資料は12ページをご覧願います。本件は先の議案第18号農地法第4条許可申請の内容番号4号でご審議いただいた案件でございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡で、申請理由は住宅建設のためでございます。なお、〇〇番〇〇については、元々、農用地区域外であったため今回の除外の面積には入っておりません。

今後の予定ですが本総会後に当委員会から町に意見書を提出します。町は北海道に進達後、回答を得て決定告示される予定でございます。事務局からの説明は以上でございます。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、協議第3号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長

以上で全議案の審議を終了致しました。  
これもちまして、第5回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

(ブザー)

議 長

ご苦労様でした。

閉会 午後2時00分

令和2年8月25日開催の第5回美幌町農業委員会総会議事録については、その事実と相違ないことを認め、美幌町農業委員会総会議規則第22条第2項の規定により署名する。

議 長

署名委員

署名委員